

古田拓也「ロバート・フィルマーの思想世界——一五八八—一九四五」(要約)

□目次

はじめに

I ロバート・フィルマーとはだれか

II 問題の所在

〈第一部 Vita: 1588-1653〉

第一章 内乱以前

I はじめに

II 『パトリアーカ』の背景

III 「絶対」の探求

IV 『パトリアーカ』の政治思想

V シドニーとブーン

第二章 内乱とその後

I 制限君主制あるいは混合君主制

II 制限君主制かつ反混合君主制

III 『アナーキーすなわち制限君主制あるいは混合君主制』

IV エンゲイジメント論争と『服従指針』

V 『アリストテレス論考』および『統治起源論』

VI なぜ『パトリアーカ』は出版されなかったのか

〈第二部 Fortuna: 1653-1945〉

第三章「事実があたえられているのに、なぜ虚構を探し求めるのか」——フィルマーの契約説批判とロックによる再構築

I はじめに

II フィルマーの契約説批判

III ロックによる再構成

IV 「事実があたえられているのに、なぜ虚構を探し求めるのか」

第四章ロバート・フィルマー卿の来日

I はじめに

II 第一の「フィルマー論争」——穂積八束・戸水寛人・高橋榮三の間

III 第二の「フィルマー論争」——美濃部達吉と上杉慎吉の間

IV 第三の「フィルマー論争」——過去と未来の間

V 実体があたえられているのに、なぜ虚妄を探し求めるのか

おわりに

参考文献一覧

□全体のまとめ

本論文において、私は、ロバート・フィルマーという政治思想家が言葉によってなした「アクション」と、それに対応して起こった後の時代の「リアクション」の一部を思想的に描き出すことを目指している。この目標に応じて本論文は二部構成となっている。すなわち、第一部においては、フィルマーの特定の発語行為に着目し、第二部においては、フィルマーの発言が、その死後にいかなる効果を有し、いかなる形で用いられたかに着目する。

第一部において、私はこれまで一体のものとして扱われてきたフィルマーの諸著作を、時期ごとに分けて、それぞれの政治言語コンテキストのなかで分析した。それによって、従来一貫しているとみなされてきたフィルマーの発言の中に、一種の「非一貫性」を見出すことができるだろう。もちろん非一貫性の検出だけでは、思想的に有意義な目標であるとは言いがたい。発言の一貫性・非一貫性を確認した上で問わねばならないのは、一貫した事柄が違う時期に言われたのはなぜか、また一貫しない事柄が同じ人間によって言われたのはなぜなのかである。この問いをフィルマーのテキストに向けて発することで明らかになるのは、彼の著作にはそれぞれ解釈可能性の幅とも呼ぶべきものが存在し、その幅が著作ごとに有意に異なっていること、そしてフィルマーがそれを意識的にコントロールしようとしていたことである。

第二部においては、フィルマーという名前が何をしたのかをテーマとして設定する。すなわち「運命 (fortuna)」とも称される、広い意味での受容の歴史である。もちろん、あらゆる時代、あらゆる地域を包含した受容史を書くことはできない。そこで私は二つの歴史的局面に焦点を絞り、フィルマーの死後の「運命」を辿ることにしたい。ひとつめは、十七世紀後半のイングランドである。1679年にフィルマーの多くの著作が再販され、1680年に『パトリアーカ』がはじめて出版された。それによって生じた「フィルマー論争」のなかでもっとも有名な著作が、ジョン・ロックの『統治二論』である。本論文の第三章においては、フィルマーの契約説批判に対してロックがどのような理論的応答をしたのか、という観点から二人の対立点をまとめ、この観点からロックを読むことがその適切な理解につながるということを示す。もうひとつの受容の局面は、明治期以降の日本である。このときはフィルマーの著作の再刊があったわけではないが、フィルマーという名前をイデオロギー上の武器として用いた憲法論争が展開されたのである。後に述べるように、この論争において、フ

フィルマーの支持者は一人もいない。そして実際にフィルマーを読んだ人間もほとんどいない。しかしフィルマーが歴史の敗者であるというイメージは多くの論者に共有され、このネガティブなイメージをいかに論敵と重ね合わせるかが重要な政治的行為となったのである。だがそのイメージのどの部分を強調するかは時期によって変化する。そこで私は、この変化を「日本」「フィルマー」「ロック」という三概念の関係という観点から叙述している。これによって、今日「契約」の観点から政治理論を考察するのであれば、それはいかなる歴史的系譜に属することになるのかが明らかになった。

## □各章の要約

第一章では1630年頃に書かれた『パトリアーカ』を主題とする。そこではまず『パトリアーカ』までのフィルマーの伝記的情報と同書の政治史的背景を簡単にまとめ、続けてその思想史的背景および『パトリアーカ』自体の分析をおこなう。とくに、フィルマーは「絶対主義者」と呼ばれることから、その当時「絶対」という用語がいかなる意味を有していたのかを網羅的に吟味し、このコンテキストとフィルマーの「絶対」概念の差異を測ることによって、彼の思想がなぜ一般には受け入れられそうにないものだったのかを明らかにする。

だがフィルマーが実際それを知りつつ『パトリアーカ』を出版したからには、この状況を打破しうる何かが自身の思想にはあると信じていたと考えられる。フィルマー研究者であるクッティカは、彼の「愛国的君主」概念がそれであると指摘する。だが私は、より伝統的な解釈に則って、フィルマーの「生来の自由批判」とそれを遂行するための「アダムの権利」概念こそが『パトリアーカ』の核にあると解釈する。人間は自由に生まれつき、したがって政府はその同意によって正当なものとなるという思想に対して、フィルマーはアダム以降、統治のない状態に生まれる人間は存在せず、今日の君主もアダムの有していたのと同じ権利によって統治をしていると論じる。

こうした議論の問題は、その「アダムの権利」がいかに今日の王たちまで継承されたのかである。通説では、彼が長子相続を信じていたといわれているが、実際にはこの継承を支えているのは摂理主義的な王権神授説である。だがこの王権神授説は事実上、統治をおこなっているから正当であるというデ・ファクト理論ときわめて近い。したがって、王の正当性が揺らぎ始める内乱以後、「アダムの権利」と実際の統治者は誰かを巡る問題の間で、緊張が生じることになる。

第二章では、これを前提として、一六四八年の『アナーキー』、そして一六五二年に出版された諸著作が、いったいどのような可能性の幅を有していたのか、また著作ごとの関係はどのようなものであったかを明らかにする。『アナーキー』は、『パトリアーカ』に内在していた特定の読解可能性を排除し、「絶対権力」が論理的に含意するものを、同時代の誰よりもはっきりと読者に教えた作品とみなすことができる。だがそれと同時になされた、君主制だけが神の認めた政体であるというフィルマーの主張は、それ以前の「アダムの権利」と間

で緊張関係を生じさせるものでもあった。

それが明白になったのは、王の処刑後である。この時期、まさにこの「アダムの権利」は、当初の目的とはまったく違った方向へとフィルマーを連れ去る危険をはらむものとなった。その議論が王ではなく共和政府を簡単に正当化しうるものとなってしまったのである。フィルマーはこの困難に対して、「統治」の定義を変え、君主制以外存在しないという議論を提示することで乗り切ろうと試みた。それによって、たしかにアダムの権利を放棄することなく、チャールズへの忠誠を残すことができた。だがこの回答に、それまでフィルマーが見せていた明快さとそれに伴う一種の鋭さを見出すことは難しい。結局彼は自身の呼び出した「アダムの権利」のコントロールに失敗したのである。このようにして、フィルマーの思想における「何をしたのか」に着目することは、単にフィルマー研究上の意義を有するだけではない。これは同時に、フィルマー研究を超えて、思想史において「一貫性」とは何を意味するのかという方法論的問題を考察する上での示唆を与えるものともなるはずである。

第三章では、ジョン・ロックの『統治二論』とフィルマーとの関係を取り上げる。ロックは「社会契約論」の唱道者の一人として今日でもよく知られているが、彼に批判されたフィルマーが契約説に徹底した攻撃を加えていたことは、それと比べるとあまり知られていない。しかし実は、フィルマーは、契約は政治を理解するための不適切なモデルであり、政治的義務の説明としては役に立たず、さらに悪いことに、行き着く先はアナキーだと熱っぽく攻撃していたのである。ロックはこれを受けて、契約的な政治理解が可能であり、かつ望ましいものであると示さねばならなかった。ロックはフィルマーの提起した問題に対して、契約の主体の限定、同意の限界の設定、明示的同意と区別された暗黙の同意の採用、「アナキー」と統治の関係の再構成といった道具立てでもって立ち向かい、契約説の有効性を再確認した。結果として彼の政治理論は、フィルマーの鋭鋒をうまくかわして構築されたものとなっている。

ロックのフィルマー批判は、おそらく当時の文脈で見ると、かなり効果的なものであったし、ロックも実際合理的にそう確信しえた。だがその確信がロックにとって有する意味と、今日のわれわれにとって有する意味は全く違う。ロックがフィルマー批判の前提としていたのは、自然法を（啓示の力を借りず）自然的理性によって証明できるはずだという見込みであった。だがロックはそれに成功せず、啓示の集成たる聖書を利用して自然法の証明に代えた。もちろん、これがためにロック政治理論の当時の文脈での説得力が減少したわけではない。だがわれわれにとっては、明らかに、その説得力は大幅に限定される。ロックの契約的政治理論は、今日においては、下からの不断の反乱と、上からの不断の抑圧の間で、ほとんど安定しえぬものとなるだろう。だがまさに、その不安定さこそが、フィルマーが契約説の欠点として指摘していたものであった。したがって、フィルマーとロックの対立から理解できるのは、もしロックの描き出した政治社会像が今日いまだ魅力を失っていないとするならば、それを支えるのは、われわれの仕事として残されているということである。

第四章では、このフィルマーの敗北の後のフィルマー受容の一局面を叙述する。ロックの

批判によって、一般によく理解されている通り、フィルマーの思想史的評価はほぼ決定された。しかしこれは、「フィルマー」という名前が政治論争に二度と登場しなくなったという意味ではない。興味深いことに、そのひとつの実例を日本政治思想史の中に見出すことができる。本論文の第二部後半で取り上げられるのは、この日本におけるフィルマー「受容」の歴史である。それは1900年、戸水寛人の「穂積八束君とロバート、フキルマー」という論説によってはじまった。このタイトルからも察せられるとおり、戸水は穂積の憲法学を、時代遅れのフィルマー主義として批判したのである。こうした非難の論法は、その後は美濃部達吉に、さらには戦後の学者たちにも受け継がれることになる。だがこの受容の歴史は、ただ単に、フィルマー対ロックの二項対立構造が日本にも存在していたことを再確認するものではない。戸水や美濃部の議論の手法を仔細に見れば分かる通り、彼らの主張はたしかに反フィルマーであるが、いささかもロックの理論とは関係ないのである。そこに存在していたのは、ロックとフィルマーの対立という二項対立だったというよりは、フィルマー、ロック、そして「日本」という価値体系の鼎立であった。彼らはロックを支持してフィルマーを批判したのではなく、フィルマーの導入が「日本」を危険にさらすと見たがゆえに、これを批判したのである。

第二次世界大戦の終結は、このフィルマー、ロック、「日本」という三つの要素の関係を一変させた。以前は「日本」の特質はフィルマー主義ともロック主義とも異なり、しかもどちらよりも優れていると理解されてきた。しかし戦争終結後、「日本」主義はフィルマー主義と同一視され、ロック主義によって排除されるべきものとみなされるようになったのである。もし戦前の体制への否定が『統治二論』の「第一篇」に見いだせるとすれば、戦後の最も頼りになるガイドラインは「第二篇」に違いない。かくして幾人かの著名な学者たちは、それぞれの仕方ではフィルマーを用いて戦前の経験を要約し、ロックを用いて戦後の日本政治を構想したのである。中でも丸山眞男は、単にロックを導入するのではなく、いかにしてそれが日本において定着可能になるのかを探究した点で、このフィルマー受容史において重要な位置を占めている。だがその試みは、少なくとも、成功であったと無条件で断言できるようなものではなかった。本論文では、最後に、その失敗の意味を確認して終わりたい。